

「高知県森林整備保全事業調査・測量・設計及び計画業務共通仕様書の一部改正について」新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="297 300 972 512">高知県森林整備保全事業 調査・測量・設計及び計画業務 共通仕様書</p> <p data-bbox="488 762 714 802"><u>令和4年7月</u></p> <p data-bbox="277 906 931 946">高知県林業振興・環境部 治山林道課</p>	<p data-bbox="1312 300 1986 512">高知県森林整備保全事業 調査・測量・設計及び計画業務 共通仕様書</p> <p data-bbox="1503 762 1729 802"><u>令和2年9月</u></p> <p data-bbox="1290 906 1944 946">高知県林業振興・環境部 治山林道課</p>

# 森林整備保全事業地質・土質調査業務共通仕様書

## 第1編 地質調査業務共通仕様書

### 目次 (略)

### 第1章 総則

#### 第1101条 (略)

#### 第1102条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

##### 1～27 (略)

28 「納品」とは受注者が調査職員に業務完成時に成果物を納めることをいう。

29 「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。

30 「電子成果品」とは電子的手段によって発注者に納品する成果物となる電子データをいう。

31 「情報共有システム」とは、調査職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。

なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った業務関係書類については、別途紙に出力して提出しないものとする。

32 「成果物」とは受注者が契約図書に基づき履行した地質・土質調査業務等の成果を記録した図書、図面及び関連する資料をいう。

33 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。

(1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日書面と差し換えるものとする。

(2) 情報共有システムで扱う業務関係書類については書面として認めるものとする。

なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った業務関係書類については、別途紙に出力して提出しないものとする。

# 森林整備保全事業地質・土質調査業務共通仕様書

## 第1編 地質調査業務共通仕様書

### 目次 (略)

### 第1章 総則

#### 第1101条 (略)

#### 第1102条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

##### 1～27 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

28 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。

(1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日書面と差し換えるものとする。

(2) 電子納品を行う場合は、別途調査職員と協議するものとする。

34～42 (略)

第1103条～第1109条 (略)

第1110条 担当技術者

1 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を調査職員に提出するものとする。(管理技術者と兼務するものを除く)

なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、8名までとする。ただし、受注者が設計共同体である場合には、構成員毎に3名までとする。

2 (略)

第1111条 提出書類

1・2 (略)

3 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）が実施している業務実績情報システム (以下「テクリス」という。) に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」を書面又はテクリスから調査職員に送信される電子メールにより調査職員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、JACICに登録申請しなければならない。

なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする。）また、書面による確認を受けた場合は、登録時にJACICが発行する「登録内容確認書」の写しを登録後速やかに調査職員に提出しなければならない。

なお、テクリスから調査職員に送信される電子メールによる確認を受けた場合は、登録時にテクリスから電子メールにより「登録内容確認書」が調査職員に送信されるため、登録が完了したことを調査職員に報告することをも

29～36 (略)

第1103条～第1109条 (略)

第1110条 担当技術者

1 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を調査職員に提出するものとする。(管理技術者と兼務するものを除く)

なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、3名までとする。ただし、受注者が設計共同体である場合には、構成員毎に3名までとする。

2 (略)

第1111条 提出書類

1・2 (略)

3 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）が実施している業務実績情報システム (追記) に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」を書面又はテクリスから調査職員に送信される電子メールにより調査職員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、10日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、10日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、10日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、JACICに登録申請しなければならない。

なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は3名までとする。）また、書面による確認を受けた場合は、登録時にJACICが発行する「登録内容確認書」の写しを登録後速やかに調査職員に提出しなければならない。

なお、テクリスから調査職員に送信される電子メールによる確認を受けた場合は、登録時にテクリスから電子メールにより「登録内容確認書」が調査職員に送信されるため、登録が完了したことを調査職員に報告することをも

って提出とする。

なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録を省略できるものとする。また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、速やかに発注者の確認を受けた上で登録しなければならない。

第1112条（略）

第1113条 業務計画書

1 受注者は、契約締結後14日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。

2～4（略）

第1114条～第1117条（略）

第1118条 成果物の提出

1～3（略）

4 受注者は、「電子納品運用に関するガイドライン委託業務編（高知県版）」（以下「ガイドライン」という。）に基づいて作成した電子データにより成果品を提出するものとする。ガイドラインで特に記載が無い項目については、調査職員と協議のうえ決定するものとする。

第1119条（略）

って提出とする。

なお、変更時と完了時の間が10日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録を省略できるものとする。また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、速やかに発注者の確認を受けた上で登録しなければならない。

第1112条（略）

第1113条 業務計画書

1 受注者は、契約締結後15日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。

2～4（略）

第1114条～第1117条（略）

第1118条 成果物の提出

1～3（略）

4 受注者は、「土木設計業務等の電子納品要領(案)」「測量成果電子納品要領(案)」「地質・土質調査成果電子納品要領(案)」及び「CAD製図基準(案)」「デジタル写真管理情報基準(案)」（以下「要領」及び「各基準」という。）に基づいて作成した電子データにより成果品を提出するものとする。

「要領」及び「各基準」で特に記載が無い項目については、調査職員と協議のうえ決定するものとする。

なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品運用に関するガイドライン（案）」を参考にするものとする。

第1119条（略）

第1120条 検査

1・2 (略)

3 検査職員は、調査職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

- (1) 地質・土質調査業務成果物の検査
- (2) 地質・土質調査業務管理状況の検査

地質・土質調査業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。  
なお、電子納品の検査時の対応については、ガイドラインに基づくものとする。

第1121条～第1139条 (略)

第2章

第1～第6 (略)

第7 孔内載荷試験

第1221条 目的

孔内載荷試験は、ボーリング孔壁に対し、垂直方向へ加圧し、地盤の変形特性及び強度特性を求めることを目的とする。

第1222条 試験等

1 試験方法及び器具は、JGS1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」、JGS3531「地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験」及びJGS3532「ボアホールジャッキ試験」によるものとする。

2 試験に際しては目的や地質条件等を考慮して適切な箇所を選定するものとする。

3 測定

孔内載荷試験は、等圧分布載荷法又は等変位載荷法によるものとする。

(1)～(6) (略)

第1120条 検査

1・2 (略)

3 検査職員は、調査職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

- (1) 地質・土質調査業務成果物の検査
- (2) 地質・土質調査業務管理状況の検査

第1121条～第1139条 (略)

第2章

第1～第6 (略)

第7 孔内載荷試験

第1221条 目的

孔内水平載荷試験(プレッシャーメータ試験)は、ボーリング孔壁に対し、垂直方向へ加圧し、地盤の変形特性及び強度特性を求めることを目的とする。

第1222条 試験等

1 試験方法及び器具は、JGS1421(孔内水平載荷試験方法【地盤のプレッシャーメータ試験】)によるものとする。

2 試験に際しては目的や地質条件等を考慮して適切な箇所を選定するものとする。

3 測定

孔内水平載荷試験は、等圧分布載荷法又は等変位載荷法によるものとする。

(1)～(6) (略)

第1223条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

(1) ～ (3) (略)

(4) 試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」、JGS3531「地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験」及びJGS3532「ボアホールジャッキ試験」により整理し提出するものとする。

第3章～第8章 (略)

第1223条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

(1) ～ (3) (略)

(4) 試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS1421 (孔内水平載荷試験方法【**地盤のプレッシャーメータ試験**】)により整理し提出するものとする。

第3章～第8章 (略)

## 森林整備保全事業測量業務共通仕様書

### 第2編 測量業務共通仕様書

#### 目次

#### 第1章・第2章 (略)

#### 第3章 山地治山等測量

##### 第1節 測量に関する一般事項

第2301条 山地治山等測量業務の種類

第2302条 使用器材

第2303条 公差及び測定方法

第2304条 基準点

第2305条 測量杭

第2306条 測量野帳等

第2307条 図面

第2308条 図面の縮尺

##### 第2節 基準点測量等

第2309条 基準点測量

第2310条 用地測量

第2311条 現地測量

##### 第3節 溪間工の測量

第2312条 踏査選点

第2313条 中心線測量

#### ( 削る )

第2314条 縦断測量

第2315条 横断測量

第2316条 構造物計画位置横断測量

##### 第4節 山腹工の測量

第2317条 踏査選点

第2318条 平面測量

## 森林整備保全事業測量業務共通仕様書

### 第2編 測量業務共通仕様書

#### 目次

#### 第1章・第2章 (略)

#### 第3章 山地治山等測量

##### 第1節 測量に関する一般事項

第2301条 山地治山等測量業務の種類

第2302条 使用器材

第2303条 公差及び測定方法

第2304条 基準点

第2305条 測量杭

第2306条 測量野帳等

第2307条 図面

第2308条 図面の縮尺

##### 第2節 基準点測量等

第2309条 基準点測量

第2310条 用地測量

第2311条 現地測量

##### 第3節 溪間工の測量

第2312条 踏査選点

第2313条 中心線測量

第2314条 平面測量

第2315条 縦断測量

第2316条 横断測量

第2317条 構造物計画位置横断測量

##### 第4節 山腹工の測量

第2318条 踏査選点

第2319条 平面測量

第2319条 縦断測量

第2320条 横断測量

第5節 防風林造成の測量

第2321条 踏査選点

第2322条 平面測量

第2323条 縦断測量

第2324条 横断測量

第6節 なだれ防止林造成の測量

第2325条 踏査選点

第2326条 平面測量

第2327条 縦断測量

第2328条 横断測量

第7節 土砂流出防止林造成の測量

第2329条 踏査選点

第2330条 平面測量

第2331条 縦断測量

第2332条 横断測量

第8節 保安林整備の測量

第2333条 踏査選点

第2334条 平面測量

第2335条 縦断測量

第2336条 横断測量

第9節 水土保持治山等の測量

第2337条 水土保持治山等の測量

第10節 地すべり防止の測量

第1 調査に関わる測量

第2338条 踏査選点

第2339条 地形測量

第2320条 縦断測量

第2321条 横断測量

第5節 防風林造成の測量

第2322条 踏査選点

第2323条 平面測量

第2324条 縦断測量

第2325条 横断測量

第6節 なだれ防止林造成の測量

第2326条 踏査選点

第2327条 平面測量

第2328条 縦断測量

第2329条 横断測量

第7節 土砂流出防止林造成の測量

第2330条 踏査選点

第2331条 平面測量

第2332条 縦断測量

第2333条 横断測量

第8節 保安林整備の測量

第2334条 踏査選点

第2335条 平面測量

第2336条 縦断測量

第2337条 横断測量

第9節 水土保持治山等の測量

第2338条 水土保持治山等の測量

第10節 地すべり防止の測量

第1 調査に関わる測量

第2339条 踏査選点

第2340条 地形測量

第2340条 測線測量

第2 設計に関わる測量

第2341条 地すべり防止工の測量

第2342条 設計に関わる測量の種類

第2343条 測線測量

第2344条 平面測量

第2345条 縦断測量

第2346条 横断測量

第4章・第5章(略)

第2341条 測線測量

第2 設計に関わる測量

第2342条 地すべり防止工の測量

第2343条 設計に関わる測量の種類

第2344条 測線測量

第2345条 平面測量

第2346条 縦断測量

第2347条 横断測量

第4章・第5章(略)

第1章 総則

第2101条 (略)

第2102条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1)～(27) (略)

(28)「納品」とは受注者が調査職員に業務完成時に成果物を納めることをいう。

(29)「電子納品」とは、電子成果物を納品することをいう。

(30)「電子成果品」とは電子的手段によって発注者に納品する成果物となる電子データをいう。

(31)「情報共有システム」とは、調査職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。

なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った業務関係書類については、別途紙に出力して提出しないものとする。

(32)「成果物」とは受注者が契約図書に基づき履行した測量調査業務等の成果を記録した図書、図面及び関連する資料をいう。

(33)「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は押印したものを有効とする。緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。

情報共有システムで扱う業務関係書類については書面として認めるものとする。

(34)～(41) (略)

第2103条～第2108条 (略)

第2109条 担当技術者

1 受注者は業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を調査職員に提出するものとする（管理技術者と兼務するものを除く）。

なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、8名までとする。

第1章 総則

第2101条 (略)

第2102条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1)～(27) (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(28)「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は押印したものを有効とする。緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。

なお、電子納品を行う場合は、別途調査職員と協議するものとする。

(29)～(37) (略)

第2103条～第2108条 (略)

第2109条 担当技術者

1 受注者は業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を調査職員に提出するものとする（管理技術者と兼務するものを除く）。

(追記)

る。

2 測量作業における担当技術者は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。

3 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

第2110条（略）

第2111条 提出書類

1・2（略）

3 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）が実施している業務実績情報システム （以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」を書面又はテクリスから調査職員に送信される電子メールにより調査職員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、JACICに登録申請しなければならない。

なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする。）また、書面による確認を受けた場合は、登録時にJACICが発行する「登録内容確認書」の写しを登録後速やかに調査職員に提出しなければならない。

なお、テクリスから調査職員に送信される電子メールによる確認を受けた場合は、登録時にテクリスから電子メールにより「登録内容確認書」が調査職員に送信されるため、登録が完了したことを調査職員に報告することをもって提出とする。

なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録を省略できるものとする。また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、速やかに発注者の確認を受けた

（新設）

2 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

第2110条（略）

第2111条 提出書類

1・2（略）

3 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）が実施している業務実績情報システムに基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」を書面又はテクリスから調査職員に送信される電子メールにより調査職員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、10日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、10日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、10日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、JACICに登録申請しなければならない。

なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は3名までとする。）また、書面による確認を受けた場合は、登録時にJACICが発行する「登録内容確認書」の写しを登録後速やかに調査職員に提出しなければならない。

なお、テクリスから調査職員に送信される電子メールによる確認を受けた場合は、登録時にテクリスから電子メールにより「登録内容確認書」が調査職員に送信されるため、登録が完了したことを調査職員に報告することをもって提出とする。

なお、変更時と完了時の間が10日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録を省略できるものとする。また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、速やかに発注者の確認を受けた

<p>上で登録しなければならない。</p> <p>第2112条 (略)</p> <p>第2113条 業務計画書</p> <p>1 受注者は、契約締結後<u>14</u>日(休日等を含む)以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第2114条～第2118条 (略)</p> <p>第2119条 成果物の提出</p> <p>1・2 (略)</p> <p><u>3 受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系(SI)を使用するものとする。</u></p> <p><u>4 受注者は、「電子納品運用に関するガイドライン委託業務編(高知県版)」(以下「ガイドライン」という。)に基づいて作成した電子データにより成果品を提出するものとする。</u></p> <p><u>なお、ガイドラインで特に記載が無い項目については、調査職員と協議のうえ決定するものとする。</u></p> <p>第2120条 (略)</p> <p>第2121条 検査</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 検査職員は、調査職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(1) 測量業務等成果物の検査</p>	<p>上で登録しなければならない。</p> <p>第2112条 (略)</p> <p>第2113条 業務計画書</p> <p>1 受注者は、契約締結後<u>15</u>日(休日等を含む)以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第2114条～第2118条 (略)</p> <p>第2119条 成果物の提出</p> <p>1・2 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第2120条 (略)</p> <p>第2121条 検査</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 検査職員は、調査職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(1) 測量業務等成果物の検査</p>
---	--

(2) 測量業務等管理状況の検査 測量業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

なお、電子納品の検査時の対応についてはガイドラインに基づくものとする。

第2122条～第2141条（略）

第2章（略）

第3章 山地治山等測量

第1節・第2節（略）

第3節 溪間工の測量

第2312条・第2313条（略）

（削る）

第2314条～第2346条（略）

(2) 測量業務等管理状況の検査 測量業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

（追記）

第2122条～第2141条（略）

第2章（略）

第3章 山地治山等測量

第1節・第2節（略）

第3節 溪間工の測量

第2312条・第2313条（略）

第2314条 平面測量

1 平面測量は、中心線測量で設置した測点を基準として、保全対象、所有者界、土砂捨場、林相区分等を明らかにするものとする。測量方法は次の各号による方法を標準とし、設計図書又は調査職員の指示によるものとする。

（1）平面測量

平面測量は、トータルステーション（光波測距儀）を使用し、測量する。

（2）簡易平面測量

簡易平面測量は、ポケットコンパス等を使用し、測量する。

2 測量成果に基づき、平面図を作成するものとする。

第2315条～第2347条（略）

## 森林整備保全事業設計業務等共通仕様書

### 第1章 総則

#### 第3101条 (略)

#### 第3102条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1～29 (略)

30 「納品」とは受注者が調査職員に業務完成時に成果物を納めることをいう。

31 「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。

32 「電子成果品」とは電子的手段によって発注者に納品する成果物となる電子データをいう。

33 「情報共有システム」とは、調査職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。  
なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った業務関係書類については、別途紙に出力して提出しないものとする。

34 「成果物」とは受注者が契約図書に基づき履行した設計業務等の成果を記録した図書、図面及び関連する資料をいう。

35 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。

(1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日書面と差し換えるものとする。

(2) 情報共有システムで扱う業務関係書類については書面として認めるものとする。

36～43 (略)

第3103条～第3106条 (略)

## 森林整備保全事業設計業務等共通仕様書

### 第1章 総則

#### 第3101条 (略)

#### 第3102条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1～29 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

30 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。

(1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日書面と差し換えるものとする。

(2) 電子納品を行う場合は、別途調査職員と協議するものとする。

31～38 (略)

第3103条～第3106条 (略)

### 第3107条 照査技術者及び照査の実施

- 1 受注者は、業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。実施設計 (削除) においては、成果物を取りまとめるにあたって、設計図、設計計算書、数量計算書等について、それぞれ及び相互（設計図－設計計算書間、設計図－数量計算書間等）の整合を確認する上で、確認マークをするなどしてわかりやすく確認結果を示し、間違いの修正を行うための照査（以下、「赤黄チェック 等」という）を原則として実施する。

なお、赤黄チェック 等 の資料は、調査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

- 2 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。

(1) ～ (4) (略)

(5) 照査技術者は、成果物納入時の照査報告の際に、赤黄チェック 等 の根拠となる資料を、発注者に提示するものとする（実施設計 (削除) に限る。）

(6) (略)

- 3 (略)

### 第3108条 担当技術者

- 1 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を調査職員に提出するものとする（管理技術者と兼務するものを除く。）。

なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、8名までとする。

- 2・3 (略)

### 第3107条 照査技術者及び照査の実施

- 1 受注者は、業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。実施設計 (山腹工設計及び一車線林道設計を除く。) においては、成果物を取りまとめるにあたって、設計図、設計計算書、数量計算書等について、それぞれ及び相互（設計図－設計計算書間、設計図－数量計算書間等）の整合を確認する上で、確認マークをするなどしてわかりやすく確認結果を示し、間違いの修正を行うための照査（以下、「赤黄チェック」という）を原則として実施する。

なお、赤黄チェックの資料は、調査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

- 2 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。

(1) ～ (4) (略)

(5) 照査技術者は、成果物納入時の照査報告の際に、赤黄チェックの根拠となる資料を、発注者に提示するものとする（実施設計 (山腹工設計及び一車線林道設計を除く。) に限る。）

(6) (略)

- 3 (略)

### 第3108条 担当技術者

- 1 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を調査職員に提出するものとする（管理技術者と兼務するものを除く。）。

なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、3名までとする。

- 2・3 (略)

### 第3109条 提出書類

1・2 (略)

3 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）が実施している業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」を書面又はテクリスから監督職員に送信される電子メールにより監督職員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、JACICに登録申請しなければならない。

なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする。）また、書面による確認を受けた場合は、登録時にJACICが発行する「登録内容確認書」の写しを登録後速やかに調査職員に提出しなければならない。

なお、テクリスから調査職員に送信される電子メールによる確認を受けた場合は、登録時にテクリスから電子メールにより「登録内容確認書」が調査職員に送信されるため、登録が完了したことを調査職員に報告することをもって提出とする。

なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録を省略できるものとする。また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、速やかに発注者の確認を受けた上で登録しなければならない。

### 第3111条 業務計画書

1 受注者は、契約締結後、14日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。

2～4 (略)

### 第3109条 提出書類

1・2 (略)

3 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）が実施している業務実績情報システム等に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」を書面又はテクリスから監督職員に送信される電子メールにより監督職員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、10日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、10日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、10日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、JACICに登録申請しなければならない。

なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は3名までとする。）また、書面による確認を受けた場合は、登録時にJACICが発行する「登録内容確認書」の写しを登録後速やかに調査職員に提出しなければならない。

なお、テクリスから調査職員に送信される電子メールによる確認を受けた場合は、登録時にテクリスから電子メールにより「登録内容確認書」が調査職員に送信されるため、登録が完了したことを調査職員に報告することをもって提出とする。

なお、変更時と完了時の間が10日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録を省略できるものとする。また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、速やかに発注者の確認を受けた上で登録しなければならない。

### 第3111条 業務計画書

1 受注者は、契約締結後、15日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。

2～4 (略)

第3112条～第3115条（略）

第3116条 成果物の提出

1～3（略）

4 受注者は、「電子納品運用に関するガイドライン委託業務編（高知県版）」（以下「ガイドライン」という。）に基づいて作成した電子データにより成果品を提出するものとする。

なお、ガイドラインで特に記載が無い項目の取扱いについては、調査職員と協議のうえ決定するものとする。

第3117条（略）

第3118条 検査

1・2（略）

3 検査職員は、調査職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

（1）設計業務等成果物の検査

（2）設計業務等管理状況の検査

設計業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

なお、電子納品の検査時の対応については、ガイドラインに基づくものとする。

第3119条～第3137条（略）

第2章（略）

第3112条～第3115条（略）

第3116条 成果物の提出

1～3（略）

4 受注者は、「土木設計業務等の電子納品要領(案)」「測量成果電子納品要領(案)」「地質・土質調査成果電子納品要領(案)」及び「CAD 製図基準(案)」「デジタル写真管理情報基準(案)」（以下「要領」及び「各基準」という。）に基づいて作成した電子データにより成果品を提出するものとする。

「要領」及び「各基準」で特に記載が無い項目については、調査職員と協議のうえ決定するものとする。

なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品運用に関するガイドライン（案）」を参考にするものとする。

第3117条（略）

～第3137条（略）

第3118条 検査

1・2（略）

3 検査職員は、調査職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

（1）設計業務等成果物の検査

（2）設計業務等管理状況の検査

設計業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

第3119条～第3137条（略）

第2章（略）

### 第3章 治山設計業務

#### 第1 治山ダム工設計

##### 第3301条 (略)

##### 第3302条 治山ダム工実施設計

###### 1 (略)

###### 2 業務内容

(1) ~ (3) (略)

###### (4) 施設設計

###### ア 本体工設計

受注者は、予定された計画地点の設計条件により、治山ダムの位置、高さ及び構造等を決定し、設計計算及び計算結果に基づく施設設計図面の作成を行うものとする。

なお、施設設計の範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。

(ア) 治山ダム本体工

(イ) 副ダム

(ウ) 水叩き

(エ) 側壁護岸

(オ) 床固工

(カ) 削る

###### イ 基礎工設計

受注者は基礎の支持力及び長期的な湛水の可能性を検討し、パイピング対策が必要な場合は、その対策工について設計を行う。ダム高が高く、長期的に湛水することが考えられる場合にはコンソリデーショングラウチング及びカーテングラウチング及び置換工等の設計を行い、施設設計図面を作成するものとする。

###### ウ 景観設計

### 第3章 治山設計業務

#### 第1 治山ダム工設計

##### 第3301条 (略)

##### 第3302条 治山ダム工実施設計

###### 1 (略)

###### 2 業務内容

(1) ~ (3) (略)

###### (4) 施設設計

###### ア 本体工設計

受注者は、予定された計画地点の設計条件により、治山ダムの位置、高さ及び構造等を決定し、設計計算及び計算結果に基づく施設設計図面の作成を行うものとする。

なお、施設設計の範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。

(ア) 治山ダム本体工

(イ) 副ダム

(ウ) 水叩き

(エ) 側壁護岸

(オ) 床固工

(カ) 魚道工

###### イ 基礎工設計

受注者は基礎の支持力及び長期的な湛水の可能性を検討し、パイピング対策が必要な場合は、その対策工について設計を行う。ダム高が高く、長期的に湛水することが考えられる場合にはコンソリデーショングラウチング及びカーテングラウチング及び置換工等の設計を行い、施設設計図面を作成するものとする。

###### ウ 景観設計

<p>受注者は、自然と地域に馴染んだ施設の設計を行うものとする。</p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>第3303条～第3304条 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第4 山腹工等</p> <p>第3311条 山腹工設計</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 山腹工の設計</p> <p>山腹工の設計は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 施設設計</p> <p>基本事項の決定に基づき、土留工、水路工、のり切工等の山腹工の工種、型式、規模、構造等を 決定する。工事施工上必要な資材などの運搬方法等の仮設計画も含める。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>第3312条～第3318条 (略)</p> <p>第3319条 成果物</p> <p>受注者は、以下に示す成果物を作成し、第3116条成果物の提出に従い納品するものとする。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>第5・第6 (略)</p> <p>第4章～第6章 (略)</p>	<p>受注者は、自然と地域に馴染んだ施設の設計を行うものとする。</p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>第3303条～第3304条 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第4 山腹工等</p> <p>第3311条 山腹工設計</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 山腹工の設計</p> <p>山腹工の設計は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 施設計画</p> <p>基本事項の決定に基づき、土留工、水路工、のり切工等の山腹工の工種、型式、規模、構造等を 決定する。工事施工上必要な資材などの運搬方法等の仮設計画も含める。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>第3312条～第3318条 (略)</p> <p>第3319条 成果物</p> <p>受注者は、以下に示す成果物を作成し、第3116条成果物の提出に従い2部納品するものとする。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>第5・第6 (略)</p> <p>第4章～第6章 (略)</p>
---	---

令和 年 月 日

高知県知事 様

受注者住所氏名 印

業務計画書の提出について

下記の業務について、別紙のとおり業務計画書を提出します。

記

委託業務名	
業務番号	第 号
委託場所	
履行期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
業務委託料	¥
契約年月日	令和 年 月 日

令和 年 月 日

高知県知事 様

受注者住所氏名 印

業務計画書の提出について

下記の業務について、別紙のとおり業務計画書を提出します。

記

委託業務名	
業務番号	第 号
委託場所	
履行期限	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
業務委託料	¥
契約年月日	令和 年 月 日

